

## 令和元年度天草市立本渡看護専門学校自己評価・自己点検結果

令和2年5月

「熊本県看護師等養成所指導調査実施要領」に基づき、配布された自己点検表による自己評価を実施した結果、ほとんどの項目において適した内容になっており、全体的には良好に学校運営ができているものと思われる。

なお、適した内容となっていない部分が2点あったので、その内容及び今後の対策等について検証し、より良い運営に努めていくこととしたい。

### 【点検の結果「否」および「一部適」となった事項の項目と今後の対応】

項目	実情	対策
4 教育に関する事項（統合分野） (8) 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15時間から20時間程度としているか。	1年間通して計上すると、1週当たり15～27時間となる。しかし、カリキュラム上、①実習との関係、②教科間の進捗状況などから実状では1週当たり30時間を超える時期がある。	学生の学習の習熟度等も考慮し、努力していく。
5 施設設備に関する事項 (12) 学生4人に1ベッド確保し、1ベッド当たり11㎡以上であるか。	1ベッド当たりの広さが11㎡に足りない箇所がある。	令和2年度に実習室の改修工事を行い、全ての基準を満たすことにする。

看護師養成所(3年課程)自己点検表

様式5-3

養成所名: 天草市立本渡看護専門学校

課程の別: 看護専門課程

○ 全日 定時 その他 ( )

修業年限: ( 3 ) 年

施行令...保健師助産師看護師法施行令

○ : 適

指定規則...保健師助産師看護師学校養成所指定規則

△ : 一部

ガイドライン...看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第21号厚生労働省医政局長通知)

× : 否

— : 該当なし

} 判定

点検項目	法令等	判定	確認書類	
<b>1 学則に関する事項</b>				
(1) 養成所毎に定めているか。	ガイドライン第3-1	○	学則・各規程	
(2) 学則の中には、次の事項を記載しているか。 ・設置の目的・名称・位置・養成所名・課程名・定員(入学定員・総定員・クラス人数) ・修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項 ・教育課程及び単位数・時間数に関する事項 ・成績の評価及び単位の認定に関する事項 ・大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項 ・入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 ・教職員の組織に関する事項 ・運営を行うための会議に関する事項 ・学生の健康管理に関する事項 ・授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項	ガイドライン第3-2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
(3) 次の事項について学則の細則を定めているか。 ・入学の選考・成績評価及び卒業の認定・健康管理・教職員の所掌事務 ・諸会議の運営・検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法 ・図書室管理・自己点検・自己評価	ガイドライン第3-3	○ ○ ○		各種規程
				令和元年度より評価
<b>2 学生に関する事項</b>				
(1) 入所資格を有しない者を入所させていないか。 ○学校教育法第90条第1項に該当する者か。	指定規則第4条第1項第1号	○		・学則 ・募集要項 ・各種規程 ・学生から提出された書類
(2) 入学資格の確認は、以下の書類のうちいずれかを提出させ確実にしているか。 ・高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ・高等学校卒業程度認定試験合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書 ・その他学校教育法第90条に該当することを証明する書類	ガイドライン第4-1(1)イ(ア)	○ ○ ○		
(3) 入学選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行っているか。	ガイドライン第4-2(1)	○		
(4) 看護師としての能力や適正に関わりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療関係への勤務の可否等)で入学制限はしていないか。	ガイドライン第4-2(2)	○		
(5) 他の分野で働く社会人に対して、その経験に配慮した入試を設けているか。	ガイドライン第4-2(3)	○		
(6) 入学の選考にかかわりのない書籍(戸籍抄本、家族調書等)を提出させていないか。	ガイドライン第4-2(4)	○		
(7) 学生の卒業は、学生の成績を評価して認めているか。	ガイドライン第4-3(1)	○		
(8) 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者を、卒業させていないか。	ガイドライン第4-3(2)	○		
(9) 学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取り扱いをしていないか。	指定規則第4条第1項第12号 ガイドライン第4-4(1)	○		
(10) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報提供や必要な助言、指導等を行っているか。	ガイドライン第4-4(2)	○		
(11) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導しているか。	ガイドライン第4-4(3)	—		
(12) 留学生を受け入れる際は、教育指導の観点から、指定規則に定める専任教員に加えて必要に応じて担当する専任教員をおいているか。	ガイドライン第4-5(1)	—		
(13) 留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備しているか。	ガイドライン第4-5(2)	—		
(14) 留学生の受入に際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認しているか。	ガイドライン第4-5(3)	—		
(15) 留学生に対し、次の事項に留意しているか。 ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。 イ 奨学金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。 ウ 学内の試験等については特別な扱いを行わないこと。 エ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。	ガイドライン第4-5(3)ア ガイドライン第4-5(3)イ ガイドライン第4-5(3)ウ ガイドライン第4-5(3)エ	— — — —		

看護師養成所(3年課程)自己点検表

点検項目		法令等	判定	確認書類
<b>3 教員に関する事項</b>				
(1) 教員および専任教員の数は不足していないか。(①、②を満たしていること)	指定規則第4条第1項第4号			・教員一覧 ・履歴書 ・免許書又は資格証・修了証等の写し(原本確認)
① 教員は指定規則別表第3に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員としている。	ガイドライン第5-1(8)		○	
② 学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。	ガイドライン第5-1(9)		—	
(2) 専任教員は以下のいずれかの要件に該当する者であるか。				
保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第3の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者又は、大学院において教育に関する科目を履修した者	ガイドライン第5-1(3)		○	
(3) 以下のいずれの要件も満たす者であるか。				
ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者			○	
イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者			○	
(4) 専任教員の採用にあたっては、看護師等の業務から5年以上離れていないことを確認しているか。	ガイドライン第5-1(5)		○	
(5) 同一の教員が、他の養成所、課程で専任教員になっていないか。	ガイドライン第5-1(6)		○	
(6) 専任教員は専門領域ごとに配置されているか。	ガイドライン第5-1(7)		○	
(7) 同一の専任教員が、他の養成所、課程で教務主任になっていないか。	ガイドライン第5-1(11)		○	
(8) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準としているか。	ガイドライン第5-1(10)		○	
(9) 専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽しているか。	ガイドライン第5-1(12)		○	
(10) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められているか。	ガイドライン第5-1(13)		○	
(11) 専任教員のうち1人は教務に関する主任者であるか。	指定規則第4条第1項第4号		○	
また、以下のいずれかに該当しているか。				
① 専任教員の経験を3年以上有する者			○	
② 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者	ガイドライン第5-1(14)		○	
③ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者			○	
④ 上記②及び③の研修と同等以上の学識経験を有すると認められる者			○	
(12) 養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置しているか。	ガイドライン第5-2(1)		○	
(13) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員であるか。	ガイドライン第5-2(2)		○	
(14) 専任教員としての要件を満たし、かつ臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められているか。	ガイドライン第5-3(1) ガイドライン第5-3(2)		○	
(15) 実習指導教員(実習施設で学生の指導に当たる看護職員)を施設数を踏まえ適当数確保しているか。	ガイドライン第5-4(1) ガイドライン第5-4(3)		○	
(16) 看護師養成所の実習指導教員は、保健師、助産師、または看護師であるか。	ガイドライン第5-4(2)		○	
(17) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有しているか。	ガイドライン第5-5(1)		○	
○各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任しているか。	ガイドライン第5-5(2)		○	
○基礎分野における教員は、大学において当該分野を担当している者であるか。	ガイドライン第5-5(3)		○	
<b>4 教育に関する事項</b>				
【看護師養成所(3年課程)(定時制を含む)】				
(1) 教育の内容は以下の留意点の内容を含んでいるか。(ガイドライン別表3)	ガイドライン第6-1(1)		○	・学則 ・教育課程表 ・シラバス ・実習指導の手引き 教務日誌
	教育内容	単位数		
基礎分野 「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。	科学的思考の基盤	13		
人間と社会を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。	人間と生活、社会の理解			
国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。				
職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。	小計	13		

**看護師養成所(3年課程)自己点検表**

点検項目		法令等	判定	確認書類
留意点		教育内容	単位数	
専門基礎分野	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。	人体の構造と機能	15	
	演習を強化する内容とする。	疾病の成り立ちと回復と促進		
	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。	健康支援と社会保障制度	6	
		小計	21	
専門分野Ⅰ	専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。	基礎看護学	13	
	コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。	臨地実習	3	
	事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。	基礎看護学	3	
	看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。	小計	16	
専門分野Ⅱ	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。			
	健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。			
	成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。			
		成人看護学	6	
		老年看護学	4	
		小児看護学	4	
		母性看護学	4	
		精神看護学	4	
	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。	臨地実習	16	
	チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。			
保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。				
	成人看護学	6		
	老年看護学	4		
	小児看護学	2		
	母性看護学	2		
	精神看護学	2		
	小計	38		
統合分野	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。	在宅看護論	4	
	地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。			
	地域での終末期看護に関する内容を含むものとする。			
	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。	看護の統合と実践	5	
	看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。			
	医療安全の基礎的知識を含む内容とする。			
	災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。			
	国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。			
	看護技術の総合的な評価を行う内容とする。			
	訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。	臨地実習	4	
専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。	在宅看護論	2		
複数の患者を受け持つ実習を行う。				
一勤務帯を通した実習を行う。	看護の統合と実践	2		
夜間の実習を行うことが望ましい。	小計	13		
3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。	総計	101		

看護師養成所(3年課程)自己点検表

点検項目	法令等	判定	確認書類
(2) 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成しているか。 作成に当たっては、別表13を参照しているか。	ガイドライン第6-1(2) ガイドライン第6-1(3)	○ ○	・実習要綱
(3) 教育課程の編成に当たっては、97単位以上で3000時間以上の講義、実習等を行っているか。	ガイドライン第6-2(3)	○	
(4) 単位の計算方法等については、次のとおりになっているか。 講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めているか。	ガイドライン第6-3(1)ア(ア)	○	・年間教育計画 ・実習配置表・実習施設ごと配置 ・時間割
臨地実習については1単位45時間としているか。	ガイドライン第6-3(1)ア(イ)	○	
実際の授業、実習時間が学則で定める時間より少なくないか。	ガイドライン第6-3(1)ア(ウ)	○	・出席簿
(5) 単位の認定に当たっては、講義実習等を必要な時間数以上受けていることを確認しているか。	ガイドライン第6-3(2)ア	○	
(6) 単位の認定に当たっては、当該科目の内容を修得していることを確認しているか。		○	履修状況・成績管理表
(7) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。			
○既修得単位の認定は、本人の申請に基づき個々の既修の学習内容を評価しているか。	ガイドライン第6-3(2)イ	○	・既修得科目認定規程
○認定は、総取得単位数の2分の1を超えない範囲であるか。		○	
(8) 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15時間から20時間程度としているか。	ガイドライン第6-4(1)	×	
(9) 1日当たりの授業時間数は、6時間を上限としているか。ただし、実習の時間数については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、6時間を越えることがあっても差し支えない。	ガイドライン第6-4(2)	○	
(10) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみとしているか。 臨地実習で実践活動の場以外で行う学習は、その学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明記しているか。	ガイドライン第6-4(3)	○	
(11) 臨地実習は原則として昼間行っているか。 ※助産学実習及び看護の統合と実践においてはこの限りではない。	ガイドライン第6-4(4)	○	
(12) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮しているか。	ガイドライン第6-4(5)	○	
<b>5 施設設備に関する事項</b>			
(1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下であるか。	指定規則第4条第1項第5号	○	・校舎各室 一覧表
看護師養成所の基礎分野であって、教育効果を十分に挙げられる場合においてはこの限りではない。	ガイドライン第7-2(1)ア	○	
(2) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～③の全てを満たすこと)			・校舎の配置図 ・平面図
①普通教室(同時に授業を行う数に応じ、必要な数。専用であること。	指定規則第4条第1項第6号	○	
②実習室及び在宅看護実習室は専用であるか。 (ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用可)	指定規則第4条第1項第7号	○	
③図書室はあるか。		○	
(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有するか。	ガイドライン第7-2(3)	○	
(4) 教育上支障がある場合、実習室と在宅実習室とを兼用していないか。	ガイドライン第7-2(4)	○	
(5) 2以上の養成所若しくは課程を併設し、実習室を共用する場合、以下の条件を満たしているか。		—	
○設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障が生じていないこと。	ガイドライン第7-2(5)	—	
○学生の自己学習のための場の確保に対して、運営上、十分に配慮されていること。			
(6) 以下、設置が望ましい施設について設置しているか。 ○×をつける 視聴覚教室○ 演習室○ 情報処理室○ 学校長室○ 教員室○ 事務室○ 応接室○ 研究室○ 教材室○ 面接室○ 会議室○ 休養室○ 印刷室○ 更衣室○ 倉庫○ 講堂○	ガイドライン第7-2(7)	○	* 研究室⇒演習室 施設用途申請書
(7) 臨床場面を擬似的に体験できるような用具や環境を整備しているか。	ガイドライン第7-2(8)	○	
(8) 2以上の養成所又は課程を併設する場合、共用とする施設整備を機能的に配置し、かつ養成所又は課程毎のまとまりを持たせているか。	ガイドライン第7-2(9)	—	
(9) 総定員数を考慮し教育環境を整備しているか。	ガイドライン第7-2(9)	○	
(10) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えているか。		○	
(11) 2以上の課程を併設し、共用する場合でも課程数以上の数の実習室を有しているか。	ガイドライン第7-5(1)	—	

看護師養成所(3年課程)自己点検表

点検項目	法令等	判定	確認書類
(12) 学生4人に1ベッド確保し、1ベッド当たり11㎡以上であるか。		△	
(13) 実習室に沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水設備等を有するか。	ガイドライン第7-5(2)	○	
(14) 実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を有するか。		○	
(15) 以下の教育上必要な機械器具、模型、図書及びその他の設備を有するか。	指定規則第4条第1項第8号		・備品類目録
<b>別表9 機械器具、模型及び図書(看護師養成所)</b>	ガイドライン第7-7(1) 別表9		
<b>品名</b>	<b>数量</b>		
ベッド			
成人用ベッド(電動ベッド、ギャッジベッド、高さ30cmを含む)	学生4人に1	○	
小児用ベッド	2	○	
新生児用ベッド	2	○	
保育器	1	○	
床頭台	ベッド数	○	
オーバーベッドテーブル	ベッド数	○	
患者用移送車(ストレッチャー)	1	○	
担架	1	○	
布団一式	2	○	
実習用モデル人形			
看護実習モデル人形	学生10人に1	○	
注射訓練モデル	1	○	
静脈採血注射モデル	1	○	
気管内挿管訓練モデル	1	○	
救急蘇生人形	1	○	人体モデル2体兼
経管栄養訓練モデル	1	○	
吸引訓練モデル	1	○	
導尿訓練モデル	2	○	
浣腸訓練モデル	2	○	
乳房マッサージ訓練モデル	1	○	
沐浴用人形	学生に4人に1	○	
ファントム	1	○	
看護用具等			
洗髪車	1	○	
清拭車	1	○	
沐浴槽	学生4人に1人	○	
排泄用具一式(各種)	適当数	○	
口腔ケア用具一式(各種)	適当数	○	
電法用具一式	1	○	
処置用具等			
診察用具一式	1	○	
計測器一式	1	○	
救急処置用機材一式(人工呼吸器を含む)	1	○	
注射用具一式(各種)	適当数	○	
経管栄養用具一式	1	○	
浣腸用具一式(各種)	適当数	○	
洗浄用具一式(各種)	適当数	○	
処置台又はワゴン	ベッド数	○	
酸素吸入装置及び酸素ポンプ	各々1	○	
吸入器	1	○	
吸引装置又は吸引器	1	○	
心電計	1	○	
輸液ポンプ	1	○	
煮沸消毒器	1	○	
手術用手洗用具一式(各種)	適当数	○	
小手術用機械器具一式	1	○	
機能訓練用具			
車椅子(各種)	適当数	○	
歩行補助具(各種)	適当数	○	
自助具(各種)	適当数	○	

看護師養成所(3年課程)自己点検表

点検項目		法令等	判定	確認書類	
品名	数量				
在宅看護用具					
手すり付き家庭用風呂	1		○		
簡易浴槽	適当数		○		
台所設備一式	1		○		
車椅子用トイレ	1		○		
低ベッド(家庭用)	1		○		
リネン類(各種)	適当数				
模型					
人体解剖	1		○	人体解剖模型兼	
人体骨格	1		○		
血液循環系統	1		○		
頭骨分解	1		○		
心臓解剖	1		○		
呼吸器	1		○		
消化器	1		○		
脳及び神経系	1		○		
筋肉	1		○		
皮膚裁断	1		○		
目、耳の構造	1		○		
歯の構造	1		○		
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	1		○		
腎臓及び泌尿器系	1		○		
骨盤径線	1		○		
妊娠子宮	1		○		
胎児発育順序	1		○		
受胎原理	1		○		
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数		○		
視聴覚教材					
VTR装置一式	1		○		図書台帳
ビデオカメラ	適当数		○		
教材用ビデオテープ、DVD等	適当数		○		
カメラ	適当数		○		
オーバーヘッドプロジェクター	適当数		○		
カセットテープレコーダー	適当数		○		
ワイヤレスマイク	適当数		○		
その他					
パーソナルコンピューター	適当数		○		
複写機	1		○		
印刷機	1		○		
図書					
基礎分野に関する図書	1000冊以上		○		
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1500冊以上		○		
学術雑誌	20種類以上		○		
備考	人工呼吸器及び輸液ポンプは、教育内容や方法に合わせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。				
(16)	看護師養成所等と助産師養成所を併設し、同一の機械器具等を共用する場合、教育を異なった時間帯において行っているか。	ガイドライン第7-7(1)	-		
(17)	機械器具、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新しているか。	ガイドライン第7-7(2)	○		
<b>6 実習に関する事項</b>		指定規則第4条第1項第9号			
(1)	実習指導者は担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修(実習指導者講習会)をうけた者であるか。	ガイドライン第8-1	○	・実習施設一覧表	
(2)	実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、討議室が設けられているか。	ガイドライン第8-2(1)	○	・実習施設概要	
(3)	実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されているか。	ガイドライン第8-2(2)	○		
(4)	実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあるか。	ガイドライン第8-2(3)	○	・実習要綱	
(5)	実習病院が同時に受け入れる学生数は、看護単位ごとに10名を限度とし、多数の養成所が実習を行う場合には調整を行っているか。	ガイドライン第8-2(4)	○		

**看護師養成所(3年課程)自己点検表**

点検項目	法令等	判定	確認書類
(6) 承認を受けていない実習施設を利用していないか。	施行令第13条第1項		
①基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践実習を行う病院を確保しているか。	ガイドライン第8-5(1)	○	
②病院以外の実習施設として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所、その他の社会福祉施設等を適宜含めているか。		○	
③在宅看護論の実習は病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保しているか。		○	
(7) 実習施設は、以下の要件を満たしているか。			
①主たる実習施設（基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設） ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。 ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。 イ 看護組織が明確に定められていること。 ウ 看護基準が作成され、活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 エ 看護行為別の看護手順が作成され、活用されていること。 さらに評価され見直されていること。 オ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。 カ 実習指導者が2人以上配置されていること。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を実習指導者としてみなすことができる。 キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。	ガイドライン第8-5(2)	○	
②主たる実習施設以外の実習施設 ア 医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。 イ 看護組織が明確に定められていること。 ウ 看護基準が作成され、活用されていること。さらに、評価され見直されていること。 エ 看護行為別の看護手順が作成され、活用されていること。さらに評価され見直されていること。 オ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。 カ 実習指導者が2人以上配置されていること。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を実習指導者とみなすことができる。 キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。	ガイドライン第8-5(3)	○	
(8) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めているか。	ガイドライン第8-5(4)	○	
(9) 訪問看護ステーションについては、以下の要件を満たしていることを確認しているか。 ア 複数の訪問看護専任者がいること。 イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。		○	
<b>7 管理及び維持経営に関する事項</b>			
(1) 管理及び維持経営の方法が確実であるか。	指定規則第4条第1項第11号	○	・学則 ・各種規程 ・各種書類 ・職員名簿 ・出勤簿
①養成所の運営に係る職員の所掌事務及び組織が明確に定められているか。	ガイドライン第9-1		
②養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。	ガイドライン第9-2		
③養成所の運営に関する諸書類が保管されているか。	ガイドライン第9-3		
④教育環境を整備するために必要な措置を講じているか。	ガイドライン第9-4		
⑤運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上しているか。	指定規則第4条第1項第10号	○	
(2) 専任の事務職員がいるか。			
(3) 教育活動その他の養成所の運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。	ガイドライン第9-5		
評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書（平成15年）を参照しているか。		○	令和元年度から



**看護師養成所(3年課程)自己点検表**

点検項目		法令等	判定	確認書類
8 その他	(1) 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。  ○変更にあたり事前に承認が必要な事項 ・課程    ・修業年限    ・教育課程    ・入学(入所)定員 ・校舎の各室の用途及び面積    ・実習施設  ○変更後1ヶ月以内に届出が必要な事項 ・設置者の氏名及び住所 ・養成施設の名称、所在地 ・学則(課程、修業年限、教育課程、入学(入所)定員の変更は事前に承認申請が必要。)	施行令第13条第1項		・過去の申請書類
		指定規則第8条第1項	○	
		施行令第13条第2項	○	

点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載) \*スペースが不足する場合は、空欄や別に記載